

■ 食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成25年度実績）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳

平成25年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、19,270千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が15,936千tと最も多く、次いで外食産業が1,884千t、食品小売業が1,239千t、食品卸売業が210千tの順となっている。

食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量の内訳は、再生利用の実施量が13,355千t（69%）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が2,791千t（14%）、減量した量が2,197千t（11%）、再生利用以外が481千t（2%）の順となっている。

再生利用等実施率については、食品製造業が95%と最も高く、次いで食品卸売業が58%、食品小売業が45%、外食産業が25%の順となっている。

年度	平成25年度実績	※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量に占める割合である。
----	----------	--

区 分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率
	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量		
	千 t (100)	千 t (69)	千 t (2)	千 t (11)	千 t (2)	千 t (14)	千 t	%
食品産業計	19,270	13,355	445	2,197	481	2,791	2,483	85
食品製造業	15,936	12,495	441	2,122	414	464	2,138	95
畜産食料品製造業	1,525	1,407	1	28	24	64	240	95
水産食料品製造業	615	496	0	23	72	23	89	86
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	283	222	1	28	4	29	77	91
調味料製造業	316	246	13	5	20	32	41	85
糖類製造業	2,164	637	264	1,253	9	0	139	99
精穀・製粉業	1,857	1,787	0	0	64	6	77	96
パン・菓子製造業	467	405	4	14	5	38	98	92
動植物油脂製造業	3,344	3,270	2	5	56	11	489	98
その他の食料品製造業	2,470	1,885	12	321	52	201	310	91
清涼飲料製造業	858	642	0	115	87	14	380	92
酒類製造業	1,845	1,487	51	247	15	45	174	97
茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）	193	12	93	81	6	1	24	95
食品卸売業	210	96	1	9	16	88	35	58
農畜産物・水産物卸売業	160	77	1	9	15	57	20	59
食料・飲料卸売業	50	19	0	0	0	31	15	52
食品小売業	1,239	453	2	5	14	765	183	45
各種食料品小売業	832	311	1	3	6	512	129	46
野菜・果実小売業	20	4	-	0	0	16	0	21
食肉小売業	12	5	-	0	2	5	1	45
鮮魚小売業	46	23	-	-	1	22	0	50
酒小売業	1	-	-	-	1	0	-	-
菓子・パン小売業	24	3	-	0	0	21	3	23
その他の飲食料品小売業	305	108	1	2	4	190	49	45
外食産業	1,884	311	1	61	38	1,474	127	25
沿海旅客海運業	3	-	-	-	-	3	-	-
内陸水運業	0	-	-	-	-	0	-	-
宿泊業	249	30	0	11	12	195	13	21
飲食店	1,406	242	1	40	22	1,100	80	24
持ち帰り・配達飲食サービス業	211	36	0	10	3	162	33	33
結婚式場業	16	2	-	0	-	14	1	18

注：1 平成25年度実績は、農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果（平成25年度）」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

3 表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：400t→0千t）

「-」：事実のないもの

2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成25年度の食品産業全体の再生利用の実施量は、13,836千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が12,908千tと最も多く、次いで食品小売業が467千t、外食産業が348千t、食品卸売業が112千tの順となっている。

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が9,751千t（73%）と最も多く、次いで肥料が2,487千t（19%）、メタンが596千t（4%）、油脂及び油脂製品が467千t（3%）、炭化して製造される燃料及び還元剤が47千t、エタノールが7千tの順となっている。

年度 平成25年度実績

※ 各項目の上段（ ）内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に占める割合である。

区 分	再生利用 の実施量 (その他 を含む)	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他 (再生利 用以外)
		小計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール	
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t
食品産業計	13,836	13,355	2,487	9,751	596	467	47	7	481
食品製造業	12,908	12,495	2,174	9,426	568	285	37	6	414
畜産食料品製造業	1,431	1,407	309	934	6	151	7	0	24
水産食料品製造業	568	496	108	370	0	15	2	0	72
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	225	222	115	104	2	-	-	-	4
調味料製造業	265	246	89	148	3	3	1	1	20
糖類製造業	646	637	88	538	-	6	1	4	9
精穀・製粉業	1,851	1,787	37	1,727	0	24	0	-	64
パン・菓子製造業	411	405	59	331	9	4	2	0	5
動植物油脂製造業	3,326	3,270	165	3,050	0	54	0	-	56
その他の食料品製造業	1,937	1,885	527	1,290	34	28	5	1	52
清涼飲料製造業	729	642	498	86	40	0	18	-	87
酒類製造業	1,502	1,487	167	847	472	1	1	0	15
茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	18	12	11	0	-	-	0	-	6
食品卸売業	112	96	46	25	3	21	0	-	16
農畜産物・水産物卸売業	93	77	37	19	0	21	0	-	15
食料・飲料卸売業	19	19	10	5	3	0	0	-	0
食品小売業	467	453	154	194	17	82	6	0	14
各種食料品小売業	316	311	112	143	15	35	5	0	6
野菜・果実小売業	4	4	-	4	-	-	-	-	0
食肉小売業	7	5	0	2	0	3	0	-	2
鮮魚小売業	24	23	12	10	-	0	-	-	1
酒小売業	1	-	-	-	-	-	-	-	1
菓子・パン小売業	3	3	0	2	0	0	-	-	0
その他の飲食料品小売業	112	108	29	33	2	43	1	-	4
外食産業	348	311	113	107	7	79	4	0	38
沿海旅客海運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内陸水運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	43	30	18	8	1	3	1	0	12
飲食店	264	242	82	84	6	68	1	0	22
持ち帰り・配達飲食サービス業	39	36	12	14	0	8	2	-	3
結婚式場業	2	2	1	1	0	0	-	0	-

注：1 平成25年度実績は、農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成25年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

3 表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：400t→0千t）

「-」：事実のないもの